五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第三十九条の二第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）

ロ　法第三十九条の五第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）

ハ　法第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百八十三条第一項

六・七　（略）

3　前二項の規定は、経営管理委員会の議事録について準用する。この場合において、前項第二号中「いずれかの」とあるのは「いずれか又は法第三十八条第五項（法第九十二条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事会が招集した」と、同項第五号中「規定」とあるのは「規定又は法第三十九条の五第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」と読み替えるものとする。

4　（略）

（監事の監査報告の作成）

第九十六条　法第三十九条の五第一項（法第七十七条（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成に当たっては、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会又は経営管理委員会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（報酬等の額の算定方法）

第九十八条　法第三十九条の六第四項第二号（法第四十一条の三第二項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員又は会計監査人（第二百十六条の五第三項及び第二百十六条の十五を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条の六第四項（法第四十一条の三第二項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。第百七十二条の二において同じ。）の決議を行った当該総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該役員等が当該組合から受けた退職慰労金の額

五　法第三十九条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十三条第一項の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

（新設）

（新設）

（新設）

六・七　（略）

3　前二項の規定は、経営管理委員会の議事録について準用する。

4　（略）

（監事の監査報告の作成）

第九十六条　法第三十九条の五第一項（法第七十七条（法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成に当たっては、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会又は経営管理委員会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（報酬等の額の算定方法）

第九十八条　法第三十九条の六第四項第二号（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条の六第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。第百七十二条の二において同じ。）の議決を行った当該総会の議決の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ　次に掲げる額の合計額

(1)　当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額